

## 第16号議案参考資料

### 議案名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金課税額として国民健康保険税率及び税額を設ける等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

(1) 令和8年度以降の国民健康保険税について、新たに子ども・子育て支援納付金課税額として、次の表のとおり税率及び税額を追加する。

(第2条、第9条の2から第9条の4まで及び第21条関係)

区分		改正前	改正案	比較
医療給付費分	所得割率	7.95%	7.95%	0%
	均等割額	38,280円	38,280円	0円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.60%	2.60%	0%
	均等割額	12,600円	12,600円	0円
介護納付金分	所得割率	2.28%	2.28%	0%
	均等割額	12,660円	12,660円	0円
子ども・ 子育て支援 納付金	所得割率	—	0.29%	0.29%
	均等割額	—	1,800円	1,800円
	18歳以上 均等割額	—	120円	120円

合計	所得割率	12.83%	13.12%	0.29%
	均等割額	63,540円	65,340円	1,800円
	18歳以上 均等割額	—	120円	120円

(2) (1)の改正等に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(第2条、第21条の2、第22条並びに附則第3項、第4項及び第6項から第13項まで関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日